

# 月1で学ぶ！ 消費者の賢コツ



## 本当にあった 消費者トラブルから学ぶ

新年度を迎え、新たな場所で生活を送る人が増える時期には、消費者トラブルが多く発生しています。トラブルに巻き込まれたときや架空請求に関して不安を感じたとき、どうしたらよいか分からないときは、消費生活センターへご相談ください。

### 事例 1

最近普及している「格安スマホ」を契約したが、電話をするときに専用アプリを使う必要があるのを知らず、高額な請求を受けた。



今までの携帯電話会社との違いを必ず確認してから契約をしましょう！

茨城県消費生活センター ☎22-2325

受付：祝日・年末年始を除く月曜日～金曜日 9:00～16:00

群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

受付：月曜日～金曜日 9:00～17:00・土曜日 9:00～12:00/13:00～17:00  
※祝日・年末年始を除く

消費者ホットライン ☎188

お近くの消費生活センターをご紹介します。



### 事例 2

「新型コロナウイルス予防に効果あり」と勧められ、健康食品を購入してしまった。



健康食品などの商品について、効果を裏付ける根拠は現時点で認められていません。詳しくは、消費者庁ホームページをご覧ください。URL <https://www.caa.go.jp/>